

議案第 5 2 号

大口町国民健康保険条例の一部改正について

大口町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、国民健康保険法の一部改正により、被保険者証の返還に係る罰則に関する規定を改めることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険条例（昭和34年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条中「国民健康保険法」の次に「（昭和33年法律第192号）」を加え、「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大口町国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第 8 章 罰則</p> <p>第 1 3 条 略</p> <p>第 1 4 条 町は、世帯主が国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。</p>	<p>第 8 章 罰則</p> <p>第 1 3 条 略</p> <p>第 1 4 条 町は、世帯主が国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

令和5年6月9日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）において、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部が改正され、被保険者証を廃止することとされました。

国民健康保険法の一部改正では、被保険者証に係る関係規定が削られましたが、このうち、被保険者証の返還に係る罰則に関する規定を改める必要があるため、大口町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

なお、被保険者証の廃止期日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第374号）により、令和6年12月2日とされています。

2 改正の内容

改正前の国民健康保険法では、市町村は、条例で、被保険者の資格の取得及び喪失の届出をしないとき又は虚偽の届出をしたとき、被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する罰則の規定を設けることができるとされ、大口町では、同法に基づき、条例に罰則を規定しています。

国民健康保険法の一部改正により、同法に規定されていた罰則のうち、被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対する過料の規定が削られたことから、条例に規定する過料を科する罰則のうち、被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対する規定を削ります。

3 施行期日

令和6年12月2日から施行します。